

情報倶楽部

2022年12月

No. 260

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 債務免除を行った場合の貸倒れ

- Q. 得意先A社に対する貸付金があります。A社はここ数年債務超過で、貸付金の回収が困難かと思われます。貸倒れとして処理することはできますか？
- A. 法人税では、法人の有する金銭債権について、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額は、その明らかにされた日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入することとされています。

A社は数年前から債務超過の状態にあり、回収が困難と認められるとのことですので、書面で債務免除をする金額を明らかにすることによって、貸倒れとして損金の額に算入できるものと思われます。書面は必ずしも公正証書等の公証力のある書面でなくても構いませんが、書面の交付を明らかにするため、内容証明郵便等により交付することがいいでしょう。

なお、第三者に対する債務免除であっても、金銭債権の弁済を受けることができるにもかかわらず、債務免除を行い、債務者に対して実質的な利益供与を図ったと認められるような場合には、その免除額は貸倒損失としては認められません。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/16/03.htm>

★ 役員退職金の損金算入時期

- Q. 役員に退職金を支給する予定ですが、損金算入時期はどうなっていますか？
- A. 役員退職金は、過大と認められるものは損金の額に算入されませんが、適正と認められるものは損金の額に算入することができます。

役員退職金の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によって退職金の額が具体的に確定した日の属する事業年度となっています。

ただし、法人が役員に対する退職金を実際に支払った事業年度において、損金経理をした時は、その支払った事業年度において損金の額に算入することも認められます。

なお、役員に対する退職金の額が具体的に確定する事業年度より前の事業年度におい

て、取締役会で内定した金額を損金経理により未払金に計上した場合は、その未払金に計上した時点での損金の額に算入することはできませんので注意してください。

ちなみに、法人が退職年金制を実施している場合に支給する退職年金は、その年金を支給すべき事業年度が損金算入時期となりますので、退職したときに年金の総額を計算して未払金に計上しても損金の額に算入することはできません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5208.htm>

所 得 税

★ 業務に係る雑所得と事業所得との区分

Q. 通達が改正され、業務に係る雑所得と事業所得の区分が見直されたそうですが、どのようなになったのですか？

A. 改正通達では、業務に係る雑所得と事業所得との区分について、次のように解説しています。

事業所得と業務に係る雑所得の区分については、社会通念で判定することが原則ですが、その所得に係る取引を帳簿書類に記録し、かつ、記録した帳簿書類を保存している場合は、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有し、事業所得に区分される場合が多いと考えられます。

ただし、取引を記録した帳簿書類を保存している場合であっても、次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

①所得の収入金額が僅少と認められる場合

②所得を得る活動に営利性が認められない場合

一方、その所得に係る取引を帳簿に記録していない場合や記録していても保存していない場合には、原則として、事業所得に区分されないものと考えられます。

ただし、収入金額300万円を超えるような場合には、帳簿書類の保存がない事実のみで、所得区分を判定せず、事業所得と認められる事実がある場合には、事業所得と取り扱うこととします。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/02.pdf>

そ の 他

★ 中小企業倒産防止共済の掛金

Q. 中小企業倒産防止共済に加入しようと思っています。掛け金はどのような取扱いになりますか？

A. 中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)とは、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度で、独立行政法人中小企業基盤

整備機構が運営しています。

概要は次のとおりです。

① 加入資格

1年以上継続して事業を行っている法人又は個人事業者

② 掛金

掛金は、月額5,000円から20万円までの範囲(5,000円単位)で自由に決められ、総額800万円まで積み立てることができます。掛金は前納することができ、前納すると、一定割合の前納減額金が発生します。

掛金は、税務上、次のように取り扱われます。

イ) 原則

掛金を実際支払った日の属する事業年度の損金又は必要経費に算入されます。個人事業の場合は、事業所得以外の所得(不動産所得等)の必要経費には算入できません。

ロ) 前納

1年以内の期間に係る前納掛金は支払った日の損金又は必要経費になります。

★ 税務調査の対象となりやすい会社

Q. 税務調査の対象になる会社は、どのようにして決められるのですか？

A. 税務調査の対象となる会社の選定方法は、一般に公開されていませんが、税務署所管の法人は、会社から提出された申告書等が国税総合管理システム(KSK)に入力され、その分析結果と税務署で行われている質的管理及び次のような選定基準を総合して、統括官等が調査の選定を行っています。

- ① 過去に不正があった不正常習法人
- ② 不正計算が行われやすい不正常習業種
- ③ 不正が想定される取引資料や投書、タレコミ、内部告発など有力な情報がある法人
- ④ 連年売上が上昇するなど好況業種の割に所得が低調な法人
- ⑤ 社長の可処分所得が少ない法人、社長や役員に対する貸付金や借入金がある法人
- ⑥ 海外取引がある法人
- ⑦ グループ法人がある法人
- ⑧ 海外に子会社がある法人
- ⑨ 新設法人で未接触の法人
- ⑩ 不動産や機械等の固定資産がある法人
- ⑪ 法令等の適用に疑義がある法人

また、消費税の観点から、次の法人も調査対象になります。

- ① 還付金額が一定金額以上で長期未接触
- ② 高額資産を取得している
- ③ 労務費が減少し外注費が増加している
- ④ 税額計算に誤りがある